

豊川市防犯推進計画

概要版

～「犯罪のない 安全で安心な 明るいとよかわ」を目指して～

令和7年3月

豊 川 市

発行：豊川市 市民部 人権生活安全課

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地 TEL：0533-89-2149 FAX：0533-89-2125

E-mail：jinken@city.toyokawa.lg.jp URL：https://www.city.toyokawa.lg.jp

計画策定の背景と推進体制

計画策定の趣旨

- 本市の刑法犯認知件数は、平成13年の4,492件をピークに年々減少し、令和3年では、667件とピーク時の15%にまで減少しました。これは、様々な社会情勢の変化のほか、平成19年4月に施行した豊川市安全なまちづくり推進条例の下、市民、事業者、警察や行政それぞれが力を合わせて様々な防犯対策や啓発に取り組んできた成果であると考えられます。
- 令和4年以降、刑法犯認知件数は増加に転じました。また、デジタル化の進展により非対面型犯罪の増加が懸念されています。
- 刑法犯認知件数を再び減少に向けてするためには、今後も犯罪情勢や社会情勢に対応しながら、積極的な防犯対策を講じていく必要があると考え、取組の方向性を明らかにし、計画的に取組を進めるための計画を策定するものです。

計画の位置づけ

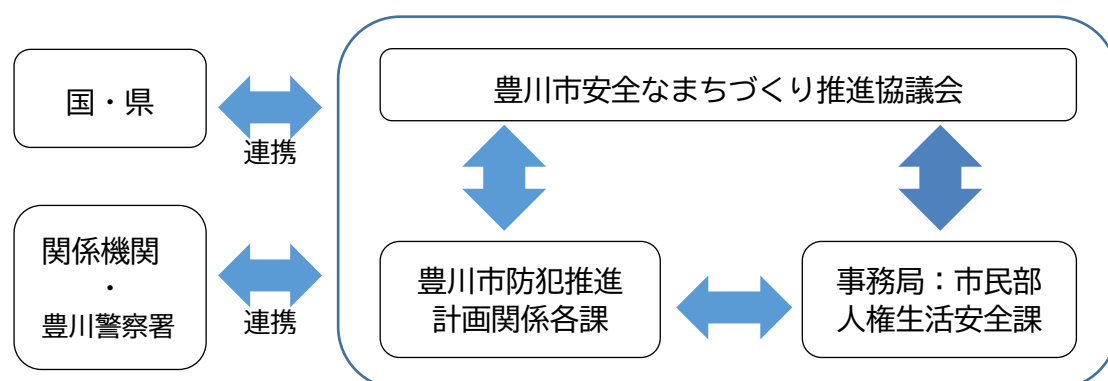
- 本計画は、豊川市安全なまちづくり推進条例の目的である市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため定めるものです。
- 市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた施策を総合的に推進するとともに、再犯防止のための施策、犯罪被害者等支援の施策に取り組めます。
- また、本計画の第3章 施策の展開「4 再犯防止の推進」については、平成28(2016)年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画に位置づけます。

計画期間

- 本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。

計画の推進体制

- 本計画を総合的かつ効果的に推進するため、市、豊川警察署、豊川市校区安全なまちづくり推進連絡協議会、豊川市教育委員会、豊川商工会議所、豊川防犯協会連合会代表等で構成する「豊川市安全なまちづくり推進協議会」において、計画に基づく施策の実施状況を定期的に検証・評価を行います。



計画の基本的な考え方と構成

【基本理念（将来像）】

犯罪のない 安全で安心な 明るいよかわ

基本目標 刑法犯認知件数を年間 923 件（令和元年値）以下とする。

【基本姿勢】

市民、事業者、行政が協働し、防犯対策を推進します。
社会情勢の変化に対応した防犯活動を次世代へ引き継ぎます。
誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

【施策の柱と基本施策】



豊川市防犯推進計画体系図

